

市民派クラブの中西智子です。

障害者グループホームに関する諸問題について一般質問します。

1項目目に、グループホーム設置に対する「施設コンフリクト」への市等の対応について伺います。

昨年秋から市内2つの地域において、民間事業者さんが既存の戸建て住宅を改修して障害者グループホームを開設しようとして計画し準備を進めたところ、いずれの地域からも反対運動が起きました。非常に残念かつ看過できない問題であるため、これまでも議論されてきたテーマですが、再度、この問題について質問いたします。

この経過等については、これまでも市の説明とともに議会でも取り上げられてきたとおりです。2002年に桜井地区で起きた精神障害者の地域生活を支援する施設の移転をめぐる事件以来の、精神障害者や知的障害者への誤解や偏見が、未だ払拭できていないことをあらためて痛感しました。市は2004年の人権施策審議会の「提言」は市としての提言であり、姿勢でもあるというような見解を示してこられました。その前提で、今回、あらためて市の障害者施策におよび人権施策の理念や本気度を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

①このたびのグループホーム設置にかかる地域間摩擦問題で露見した課題解決に向けて、**市内連携**がどのように行われているのかお伺いします。

市はどのような関係機関と情報や課題を共有されたのでしょうか。本年第1回定例会一般質問において、この件に関する専門部会設置について質問したところ、今後、人権施策審議会の場で検討されるとのことでした。もう7ヶ月が経過しましたが、どのように検討されたのでしょうか。進捗をお尋ねします。

また、同時に「市として関係部局で連携しながら取り組んでおり」ともご答弁されていましたが、どのような関係部局とどのような連携がなされ、問題共有や今後のとりくみに関する協議がおこなわれたのでしょうか。**(または行われてい**

るのでしょうか) さらに、どの部署がとりまとめて進めているのでしょうか。

とりわけ健康福祉部と人権施策室との協議はいつ、どれくらい行われたのでしょうか。その協議項目についても、具体的にお示しください。

さらに、庁内連携の協議について議事録の作成はどうなっているのでしょうか。以上、ご答弁を求めます。

1-①

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「課題解決に向けた庁内連携について」ですが、箕面市人権施策審議会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、開催が遅れていましたが、9月2日に今年度第1回目の審議会を開催いたしました。この審議会で、今回のグループホームに関する施設コンフリクトについて、障害福祉室からこの間の経過を含め報告を行ったところです。

今後、審議会におきましては、平成15年に起こった「パオみのお」移転反対運動時における、平成16年の人権施策審議会提言を踏まえた上で、グループホームについての情報も審議会でも共有しつつ、今回の施設コンフリクトについての問題点を整理いただく予定です。

次に、「関係部局との連携、課題共有などの協議、とりまとめ部署」についてですが、まず、健康福祉部の障害福祉室とグループホーム事業の指定等を担当する広域福祉課で、適時、情報共有を行っています。

また、庁内関係部局に対しましては、8月27日に、関係室長級で構成する会議である箕面市人権行政推進本部会議の障害者部会において、経過報告を行うとともに、9月30日開催の箕面市人権行政推進本部会議において、この間の経過報告を行い情報共有を行いました。その際、本部長である副市長から、市民に対するさらなる人権啓発が必要であると指示がなされました。

なお、障害者問題としてのとりまとめは健康福祉部障害福祉室が、人権問題としてのとりまとめは人権文化部人権施策室が行っています。

次に、「健康福祉部と人権施策室の協議」についてですが、健康福祉部と人権施策室においては、箕面市人権施策審議会や箕面市人権行政推進本部会議などでの報告

内容や今後の啓発等について随時、情報共有を行っています。

次に、「議事録の作成」についてですが、箕面市人権施策審議会の議事録については、市ホームページで公表しています。また、庁内会議である箕面市人権行政推進本部会議については、会議結果報告書は作成していますが、ホームページで公表はしていません。

その他、関係部局での随時の情報共有についての議事録の作成は行っていません。

以上でございます。

人権施策審議会においては、本年1月17日に、障害福祉室から施設コンフリクトの報告が為されおり、そのとき質疑や意見が交わされたようです。その内容のご紹介や、審議会委員からの意見を受けて、市がどのように対応されたのかについてご答弁いただけなかったのは残念です。2点目に、

②市の姿勢でもある人権施策審議会「提言」に照らして、市がどのように取り組んでこられたか、質問いたします。

「提言」のなかでは、「行政の取り組むべき課題」として6つの分野について、丁寧に記されています。そのなかにある、「市としての見解取りまとめと公表」はいつ行うのでしょうか。この問題が起きてからすでに1年以上が経過しています。「提言」には、「問題解決のための基本姿勢」として「誤解や偏見には毅然とした対応をとる」とあります。また「法制度上、施設地域間摩擦に的確に対処できる状況にはないが、国に法整備を働きかけるとともに、市として取りうる方策について研究する必要がある。」ともあります。後者については、のちほど質問させていただきますが「誤解や偏見には毅然とした対応をとる」ことについては、未だ明確な対応をとられていません。

なぜ、中立的な立場のままなのでしょう。このたびの誤解や偏見に対して、いつどのような形で毅然とした市の対応を示されるのでしょうか。ご答弁を求めます。

次に、施設開設に向けた開設時点の「事業実施表明」について、市のお考えを確認させてください。「提言」では、次のように整理されています。

「過去の反省から、現在では、福祉施設建設時の事前説明義務や住民同意条件

はない。しかし義務がないからといって説明しなくて地域と良好な関係が築いていけるだろうか。地域で暮らしていく、地域に根づいていくという観点から見ても、義務としてではなく、事業を進める意志として、また、啓発の一環として、地域へ知らせることが必要ではないか。つまり、施設地域間摩擦は必ず起こるものにとらえ、また、将来にわたって当該地域に根づいて事業を継続していくのであれば、行政の意志として住民に『事業実施表明』をすることが必要と考える。」と行政の役割を指摘したうえで、(若干省略しますが、)「当該施設の事業目的によっても対応の違いが考えられる。例えば、相談業務等を取り扱うのであれば、広く市民に知らせた方がよいであろうし、逆に、グループホームなどは、「住む家」であるので、そもそもどこに誰が住んでいるのかを広く知らせる必要はなく、「向こう三軒両隣」の範囲でいいと考えられる。」とあります。地域住民への事前説明は、ケースバイケースであると理解しますが、この「向こう三軒両隣の範囲でいい」という意味について、もう少し分かりやすい説明とともに、今回の場合、市は事業者に対してどのようなアドバイスを行ったのか、あるいは行えばよかったのか等、見解をお示しく下さい。

1-②

<答弁>

「市としての見解のとりまとめと公表」について、ご答弁いたします。

本件については、先にご答弁いたしましたとおり、現在、箕面市人権施策審議会でも共有しつつ、問題点を整理いただく予定であり、見解のとりまとめや公表の時期は未定です。

見解のとりまとめが調いましたら、パオみのおの移転反対運動に関しての箕面市人権施策審議会の提言に沿って「市としての見解のとりまとめと公表」を行う予定です。

次に、「市の対応の表明」についてですが、住民、事業者、市の三者による意見交換会におきまして、グループホーム開設を推進する立場として、市の姿勢を説明しています。

今後も引き続き、グループホームは障害者が地域で生活する「住まい」であり、入居者が地域住民と共に日常生活を送ることができるよう、事業者に対し近隣住民

への丁寧な説明を促すとともに、市といたしましても近隣住民に障害者グループホームの理解推進に努めてまいります。

次に「提言における『向こう三軒両隣の範囲でいいと考えられる』の意味と今回、市が行った事業者へのアドバイス」について、ご答弁いたします。

提言の「開設時点の事業実施表明」における「向こう三軒両隣の範囲でいいと考えられる」の意味ですが、グループホームは「住む家」とされており、引っ越しの際に一般的に挨拶を行う範囲として「向こう三軒両隣」とされたものと認識しています。

事業者に対しては、広域福祉課において、昨年4月以降、障害者グループホーム指定にかかる事前相談を当該事業者と継続的に実施する中で、昨年9月中旬に近隣住民への対応に関する相談を受けており、その際にはグループホーム開設には地域住民の同意は必須ではないものの、今後、地域で事業運営するためには地域の理解や協力が必要となるため、地域の自治会長や事業予定住居地の近隣住民への説明など、可能な限り丁寧な対応を行うように助言しました。

その後も障害福祉室が事業者と複数回面会し、住民対応状況の報告を受け、事業の理念や市のサービス基盤整備方針について意見を交換するとともに地域住民に対し丁寧な説明が必要であることを幾度となく助言しました。

過去の施設コンフリクトに対する箕面市人権施策審議会からの提言を踏まえ、グループホームの利用者が地域の一員として共に生活し、緊急時や災害時に助け合える関係性を構築することで、地域で共同し、自立した社会生活の営みを実現し、また、グループホームの家庭的な環境と地域住民との交流により、心身の状況や環境に応じた日常生活を送ることができるものと考え、いわゆる「向こう三軒両隣」という地域における顔の見える関係づくりが、事業運営において非常に重要であると認識しています。

以上でございます。

グループホームの開設に際して、どのタイミングで、どのような内容説明をどれくらいの地域住民の方々に行えばよいのか、悩ましいと思います。ただ、住宅としてのグループホームにおいても施設と同様に丁寧な説明が必要であるなら

ば、同時に「行政の意思」としての地域への啓発行為が、もう少し早く行われるべきではなかったのか、と思います。

③さて、グループホームの設置に対する地域住民の反対運動が起きた1か所については、先般の6月議会における増田議員の質疑において、今回の西宿地域でのグループホーム設置は西宿住宅地区計画のなかの「適合しない用途の建築物」であるという結論を出したという市の答弁がありました。

障害者総合支援法に基づく障害者グループホームは、障害者が地域で自立した普通の暮らしを送るための住まいの場であり、住宅と位置付けられています。建築基準法では、障害者グループホームは、「寄宿舍」や「児童福祉施設等」の用途に位置づけられており、一般の住宅の要件より厳しいものとなっていました。豊中市の地区計画内でおきたグループホーム建設をめぐる地域住民の猛烈な反対運動に対して、障害者支援団体からは住居にかかる悪質な差別問題であるとの指摘とともに、建築基準法も戸建て住宅として取り扱うよう求める運動がおり、2015年に大阪府内の各行政庁における建築部局と福祉部局において協議を行った結果、一定の安全性が確保された既存住宅を活用したグループホームにおいては、その用途を「戸建て住宅」又は「共同住宅」としての取扱いを行うことになったという経緯があります。またこのとき、議会でも重大な障害者差別問題であるとの議論が展開されたとのことでした。

さて西宿住宅地区計画の区域外における建築物の制限に関する条例には特例許可があり、「公益上必要な建築物」と市長が認めればグループホームとしての設置は可能になりますが、市は「地区計画区域外でも充分立地可能であるため」公益上必要な建築物には当たらない、という見解を示されました。

またこの地域は「地区計画への移行以前から住宅に限定した制限を設けてお互いが順守してきた歴史的経過のある地区」であることを挙げて、「グループホームが建設可能な地区が（ほかにも）多数存在している」ため、グループホームを排除しないように地区計画を見直す必要もない、という見解を示されています。

そこで、あらためて市の考えを確認させていただきます。

日本国憲法や障害者差別解消法、改正障害者基本法をもとに計画された箕面市障害者福祉計画や、箕面市人権のまち条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、

障害者市民には当然のことながら、居住の自由があり、一人の人間として尊重され、地域社会の構成員として共に暮らすことがあたりまえに保障されています。障害者総合支援法においても、「提言」のなかでも障害者グループホームは住居とされています。建築基準法上の防火避難上の用途においても安全性が確保できた既存住宅を活用したグループホームは「戸建て住宅」として扱うのですから、西宿住宅において地区計画の見直しが必要ない、というのは理解できません。同地区内で反対されている住民の方々の主張の1つに「閑静なこの住宅街ではなく、他所で開設したらよい」というのがありました。

市はこのような考え方を肯定されるのでしょうか。（答弁を求めます）

さらに、冒頭でも申しましたが「提言」には「国に法整備を働きかけるとともに、市として取りうる方策について研究する必要がある。」とあります。「提言」の後に、障害者差別解消法が制定されたにも関わらず、関係法が合理的に改正されていない点は問題であると考えます。そういう意味においても建築基準法の地区計画の見直しは急務であります。また地方自治の観点からもできることがあり、実際、実行している自治体もあります。

他にグループホームを開設できる地域があるから「開設できない地域があっても差し支えない」という考え方は、法の理念にも反していると考えます。

市の人権意識・理念が問われておりますので、あらためて見解を求めます。

1-③

<答弁>

「グループホームを閑静な住宅街ではなく、他所で開設したらよいという考え方を肯定するのか」について、ご答弁いたします。

本市では、第3次箕面市障害者市民の基本計画で、「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくり」を基本理念として掲げ、福祉のまちづくりを進めています。

「他所で開設したらよい」という考え方は、地域で暮らす障害者を排除するような考え方であり、市としては到底肯定できるものではありません。

次に、「開設できない地域があっても差し支えないという考え方」についてです

が、障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」の禁止と、障害のあるかたが何らかの対応を必要とする意思が伝えられた際の「合理的配慮」などの提供を通じて、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

なお、令和2年第2回定例会の増田議員さんの一般質問に対してご答弁申し上げたのは、「開設できない地域があっても差し支えない」という考え方ではなく、グループホームは、やむを得ず当該地区計画区域内でしか立地できない「公益上必要な建築物」には当たらないため、地区計画建築条例の特例許可はできない旨答弁したものです。

以上でございます。

このグループホームが「やむを得ず区域内でしか立地できない公益上必要な建築物には当たらない」という市の判断について、建築基準法上の「特例許可」の適用ができない、と言う見解ですが、法令や逐条解説書には、「やむを得ないと認めて許可したもの」について、「やむを得ず区域内でしか立地できない」という解釈は記されていません。つまり、箕面市独自の解釈によるものであり、納得がいかないし、市の人権意識が問われる、と指摘させていただきます。あらためて再考いただくよう、要望させていただきます、4点目の質問をいたします。

④市が6月議会において答弁された今、ご答弁いただいた内容は、人権施策審議会や障害者市民施策推進協議会に報告されたのでしょうか。また、その報告に対するそれぞれの機関の考えを教えてください。もし、まだであるなら、市の考え方をきちんと伝えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上ご答弁を求めます。

さらに、本年1月に市が主催した「障害者グループホームの開設にかかる意見交換会」には、箕面市保健福祉苦情調整専門員の2名の方が出席されていました。専門員さんは、どのような役割を担って出席しておられたのでしょうか。またこの件について、その後どのようにかかわっておられ、どのようなご意見をお持ちなのでしょうか。ご答弁をお願いします。

1-④

<答弁>

「障害者市民施策推進協議会等への報告」について、ご答弁いたします。

本年7月に開催いたしました令和2年第1回箕面市障害者市民施策推進協議会において、当該地区のグループホーム開設については、地区計画上開設できない結果であった旨報告を行いました。

構成員からは、「物件を購入した後に建築基準法上開設できないとなると事業者にとっては不利益となるので、事前にグループホームが建築可能な場所が示されているのか」という質疑がありましたが、地区計画については市ホームページで公開していると説明を行いました。

なお、人権施策審議会へは、9月に報告しました。

次に、「箕面市保健福祉苦情調整専門員の意見交換会での役割」についてですが、市では法律や保健・福祉の専門家を「保健福祉苦情調整専門員」として任命し、市が行った相談・苦情や事故への対応について、専門的立場から助言をいただいています。意見交換会においても、苦情調整専門員2名にご出席いただき、専門的立場からの助言をお願いしました。

現在のところ意見交換会以後に何かご助言等をお願いしたことはありませんが、意見交換会時には、「誰がどこに住むのかは自由であり、居住移転の自由がある。住むことを排除されることはない。」ということ、また、事業者に対しては「引き続き地域住民のかたとのコミュニケーションを図ってほしい」といったご意見をいただいています。

以上でございます。

⑤西宿住宅地区計画を理由に、事業者へグループホームの開設は認められないと伝えたそうですが、だからといってこの問題が収束したわけでないと考えます。地域間摩擦はある意味で何が課題であるかを深めていく機会でもあるので、偏見や差別を払拭するためには、引き続き丁寧な話合いや啓発が必要であると考えます。6月議会では「障害者グループホームへの理解促進に努めてまいります」というご答弁がありましたが、この6月以降、具体的にどのような啓発行為をおこ

なっておりますか。この地域やもう1か所で開設に反対しておられる地域住民の方々に対して、さらに市民全体に対しても、どのように働きかけておられるのでしょうか。今後の予定なども併せてご答弁を求めます。

1-⑤

<答弁>

「地域住民及び市民全体に対する障害者グループホームへの理解啓発」について、ご答弁いたします。

グループホームの開設に反対されている地域住民のかたから市に対して相談があった際には、地域で暮らす障害者に対する理解を求めており、6月以降も地域住民が来庁された際には、障害者に対する理解を求めているところです。

今後の予定としましては、市民全体に対する理解啓発として、箕面市障害者事業団に委託している「障害者問題連続講座」において、「施設コンフリクト」をテーマに、障害のある方が地域で暮らしていくことが当たり前な社会、そのあり方について考える啓発講座を市民を対象に開催予定であり、広報紙「もみじだより1月号」の「心の樹」において、「障害者の地域での暮らし」をテーマにした記事の掲載を予定をしています。この他、様々な機会を捉えて、市民全体への理解促進・啓発を行ってまいります。

以上でございます。

障害者事業団の連続講座は、毎年実施されているものことかと思えます。

この講座に参加される方は、一定の理解をお持ちの方であると思えます。いつも通り、実施していただくことは勿論、異論はありませんが、もう一つ踏み出した取り組みをお願いしたいのです。例えば、現在、市内1校でしか取りくめていない「ハート・パーク」の取り組みを他校へも拡大していくとか、全校・全市で啓発バッチやシール、キャッチコピーや川柳などのコンテストを開催するなどで、意識づけや障害者理解の機会を広げる、明石市の「障害のあるかた差別解消条例」のような条例を市民参加でつくり、それを広めていくなど、提案させていただきます。もっと他にも、よい取り組みがあると思えます。市全体で、考えていけること、一步、前に進めることが大切であると考えますので、市の本気の取り組みを

強く求めます。つづいて、

2点目に、グループホームの家賃補助について質問します。

①第5期箕面市生涯福祉計画の重点施策において、「地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組み」が1番目に掲げられ、グループホーム等の充実による居住の支援・整備が施策として計画化されています。施設から地域へという国の政策でもあるわけですが、障害者市民が、自分の意思で、地域で自立して暮らしたいという思いや、高齢化問題や親亡きあとの暮らしを考えると、今後も需要が増えるだろうと考えられます。

現在、市内には61のグループホームがあり、約200の方が居住されているとのことです。今年度は、既存住宅活用型、新規整備型等の整備目標はどのようになっているのでしょうか。また進捗状況はいかがでしょうか。

2-①

<答弁>

「グループホームの整備目標及び進捗状況」について、ご答弁いたします。

「第5期箕面市障害福祉計画」において、重点施策として「地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組」を掲げ、グループホーム等による居住支援をはじめ、相談支援や医療機関との連携強化等、障害者の地域生活を支えるための環境を整備することとしていますが、年度ごとの具体的な設置目標数は設定していません。

以上でございます。

重点施策であるのに、見込み量も出さない、というのはいかかなもののでしょうか。今後、計画にはどれくらいの方が、グループホームを必要としているのか、また今後、どれだけ必要となってくるのかも、示されていません。障害者の地域生活を支える環境の整備を進めるためにも、今後必要となってくる部屋数や、日中支援の有無等、調査が必要であると指摘しておきます。

②さきの民生常任委員会において、「公営住宅を利用しているグループホームと民間住宅を利用しているグループホームとの家賃差額を解消する必要性が生じたため、施設借上げ補助を創設した」が「公営住宅を利用したグループホームがなくなったため、家賃補助の必要性はなくなった」との市の見解が示されました。しかし、この借上げ補助見直し案の説明時には、そのような説明ではありませんでした。そもそも、民間住宅を利用したグループホームの家賃は、障害者にとっては高い家賃であるため、せめて公営住宅並みの家賃で入居できるような補助制度が必要、と考えられたのであろうと捉えるのが自然ではないでしょうか。

今後、1年かけて利用者、事業所、市と施設借上げ費補助制度について検討されることになっていますが、家賃補助については「公営住宅並みの家賃」という考え方を基本に据えるべきであると提案いたします。

なお、箕面市内のグループホームを利用した場合、家賃・食費・日用品費・光熱費等が必要になってくると思いますが、どれくらいの費用が必要になるのでしょうか。それぞれ地域や住宅の内容等によりさまざまとは思いますが、安いところや高めのところ、平均的な利用料など、市が把握されている範囲でよいので教えてください。

2-②

<答弁>

「家賃補助創設の考え方」について、ご答弁いたします。

まず、「グループホーム施設借上げ補助の創設理由」についてですが、グループホーム施設借上げ補助については、先の民生常任委員会においてご答弁したとおり、「公営住宅を利用しているグループホームと民間住宅を利用しているグループホームとの家賃差額を解消する必要性が生じたため、施設借上げ補助を創設した」ものです。

本補助金が創設された平成10年以前より、市内で民間住宅を利用しているグループホームはありましたが、公営住宅を利用したグループホームが新規開設されることに伴い、本補助金を創設したものです。

次に、「グループホームの家賃については公営住宅並みの家賃を基本的に捉えるべきであるのご提案」についてですが、地域で暮らす障害者の方々は障害者グルー

プホームに入居されている方のみではありませんので、グループホームの家賃のみ公営住宅並みの家賃とすることには公平性の観点からも課題が残ると考えます。

障害者グループホーム以外で暮らす障害者の方々についても考慮しつつ、グループホーム補助金のあり方の検討を進めていく必要があると考えています。

次に、「箕面市内のグループホームを利用した場合に必要な費用」についてですが、市内のグループホームを利用した場合に必要な家賃・食費・日用品費・光熱費等については、事業者が利用者と契約する場合に説明する「重要事項説明書」に記載されていますが、「重要事項説明書」については市へ提出するものではないため、各事業所の具体的な金額について把握していません。

以上でございます。

私は、障害者グループホームだけに限定して安価な家賃設定を提案したのではありません。さまざまな環境で暮らす障害者の方々に適切な支援が行き届くべきであると考えています。

また、グループホームの家賃補助を考えるうえで、生活を支える環境を得るためには、どれくらいの入居費が必要となるのかは、ある程度把握しておかねば、検討できないのではないのでしょうか。

私の近隣市を含めた調査では、国の補助1万円を控除したうえで、32,000円～4,1000円、光熱費は1万円、食費は21000円～4万円、日用品費は5000円のところと1万円のところがあり、とさまざまでした。また1ヶ月の料金の目安は、5,8000円～9,2000円とかなりな開きがありました。なお、箕面市と近隣市で運営しているケースでは、箕面市の方が5000円程度高めであったところもあります。これらの利用料は、ほんの一例であり、私の調査は市内全域ではありませんが、参考としてご紹介しておきます。

③グループホームの整備については、既存住宅を活用する場合、重度障害や高齢化に対応するための住宅改修が可能な物件探しが難しいことや、事業所の運営に際し、人手不足が大きな課題となっています。さらに、新規開設については近隣住民や不動産の所有者への理解を求めることなどのハードルが高く、物件を探すにも苦勞するという話をよく聞きます。

あるグループホームは、立て貸方式により、市の家賃補助を見越して運営して

いるため、家賃補助が廃止されれば、家賃を値上げせざるを得ない、と不安に思っておられるとのことでした。

グループホームの整備に向けた課題について、市の見解を求めます。

また、障害者グループホームの事業者の経営状況について、仮に市の家賃借上げ補助がなくなった場合には、市はどの事業者も経営が成り立つ状況であるとの認識でしょうか。

さらに、利用者にとって仮に家賃が値上げとなった場合、退去を余儀なくされる、あるいは新規入所を諦めざるを得ないなどの影響については、どのようにお考えでしょうか。

2-③

<答弁>

「グループホーム整備に向けた課題」について、ご答弁いたします。

まず、グループホームの整備に向けた課題についてですが、主に3点の課題があると考えます。

1点目は、消防法令によるスプリンクラーの設置義務です。主に避難が困難な障害者のかた、具体的には支援区分4以上のかたが定員の概ね8割を超えて入居しているグループホームには、スプリンクラーの設置が義務づけられていますが、数百万円程度の設置費用がかかることから事業者としては財政的負担が大きいという課題があります。また、賃貸物件の場合、特に集合住宅については家主の許可を取ることが難しく、支援区分の高いかたを対象とするグループホームの整備の障壁となっています。

2点目は、世話人・支援者等の人材不足の問題です。

人材不足は障害者グループホームに限った話ではありませんが、特にグループホームについては夜間支援が必要となるため、世話人・支援者の確保が事業運営の大きな課題となっています。また、医療的ケアが必要な重度重複障害者への対応を行うグループホームの整備等を進める際にも、医療的ケアに対応できる看護師等の確保が課題です。

3点目は、物件確保の問題です。先ほどのスプリンクラー設置に限らず、賃貸物件で障害者グループホームを行う場合、借りられる物件が少なく、物件のオーナーや

地域住民の理解を得ることが課題となっています。

次に、「市の施設借上費補助がなくなった場合の事業者の経営状況に対する認識」についてですが、グループホーム施設の家賃については、定員数で按分した額を利用者が負担しています。市の施設借上費補助がなくなった場合、利用者の負担額は上がりますが、家賃は事業者の収入ではないため経営に直接の影響はないと考えています。

次に、「グループホームの家賃が値上げとなった場合の利用者への影響」についてですが、グループホームの家賃が値上げされた場合には、障害年金等の収入のみでの家賃支払いが困難となるかたが生じることが想定されます。このような場合、退去を余儀なくされたり、入居を諦めることがないように、他制度を組み合わせた活用などが考えられます。

以上でございます。

家賃補助を廃止した場合、利用料が高くなり入居者確保が難しくなるかもしれませんし、既に入居している方への配慮から家賃補助分を事業者が負担しなければならない場合があるかもしれません。

④不動産の確保が難しいなかで、さらに市ご提案の不動産の所有者に対して家賃を下げるという交渉を行うことが、現状ではあまり現実的ではないように思われます。また安定したサービス提供と運営のためには、現場の状況を国や府に強く訴えて必要な環境整備や支援を求めることも必要ではないでしょうか。国のグループホーム入居者の家賃助成の上限額の増額を求めることや、サービス提供事業者の経営安定化に向けて、サービス報酬の改善を求めていくことなどについて、市はどのようにお考えでしょうか。

2 - ④

<答弁>

「国への要望」について、ご答弁いたします。

国の家賃助成の制度として、生活保護又は非課税世帯のグループホーム利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われ

ています。この「補足給付」については、全国一律の金額となっており、都市部など家賃が高い地域と地方などの家賃が低い地域で、実質的な給付率が異なるという課題があります。これについては、地域の物価・生活水準に合わせた家賃助成となるよう国へ改善を求めていきたいと考えています。

また、障害福祉サービスの報酬については、令和3年4月に報酬改定が予定されており、現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて各サービスの報酬・基準について議論がされているところです。正式に報酬改定なされた後には改定内容を踏まえ、不足がある場合には障害福祉サービス事業者が適切な運営を図れるよう、国に働きかけてまいります。以上でございます。

⑤グループホームが箕面市内だけでなく市外にもあるなどグループホーム補助金の交付対象とならない事業所や市外のグループホームを利用している市民に対して、不公平になるから家賃補助の制度をなくす、というのではなく、現状の家賃補助を受けることができずに不利益を被る人にも、支援が届く施策・制度を考えるべきではないでしょうか。市外のグループホームの家賃等が高くて市外の入居を諦めている人や、今は親の支援を受けているが、その支援がいつまで続くか分からず、不安であるという声も聞かれます。誰もが安心して地域で暮らせるために必要な支援の仕組みを検討していかねばならないと考えます。

なお、今後関係者間でグループホーム補助金について協議する際には、当事者への丁寧な聴き取り等により、経済的な状況等を含めた生活環境・実態の把握に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2-⑤

<答弁>

「今後のグループホーム補助金について協議する際の当事者の生活環境・実態の把握」について、ご答弁いたします。

今後、当事者団体や事業者などと意見交換を実施の上で、経済的な状況や生活環境・実態把握を行い、令和4年度以降のグループホーム補助金交付事業の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

この一般質問においては、家賃補助の部分に焦点を充てて質問させていただきました。昨年度の障害者グループホームの家賃補助の決算額は742万円でした。現在、この補助の対象外となっている市民への支援を追加したら、どれくらいの予算が必要になるのか、また今後の見通しについての試算も未だです。しっかり示していただきながら検討いただきたいということと、スプリンクラーの設置や、看護師配置についての検討についても、それぞれ別の課題であるため、各課題への適切な支援策として検討いただきたい、とあらためて申し添えます。

また、高齢化への対応については、昼間にグループホームで過ごしている人が増加しているため、昼食の提供など、日中に職員を配置しているところもあるということです。今後、災害時の対応などを含め、介護を必要とする人が増えてきたために、現状の支援員体制では支援しきれない、という課題もあります。重度障害者への対応についても、今後、取り上げて議論していきたいと考えています。

以上、質問を終わります。